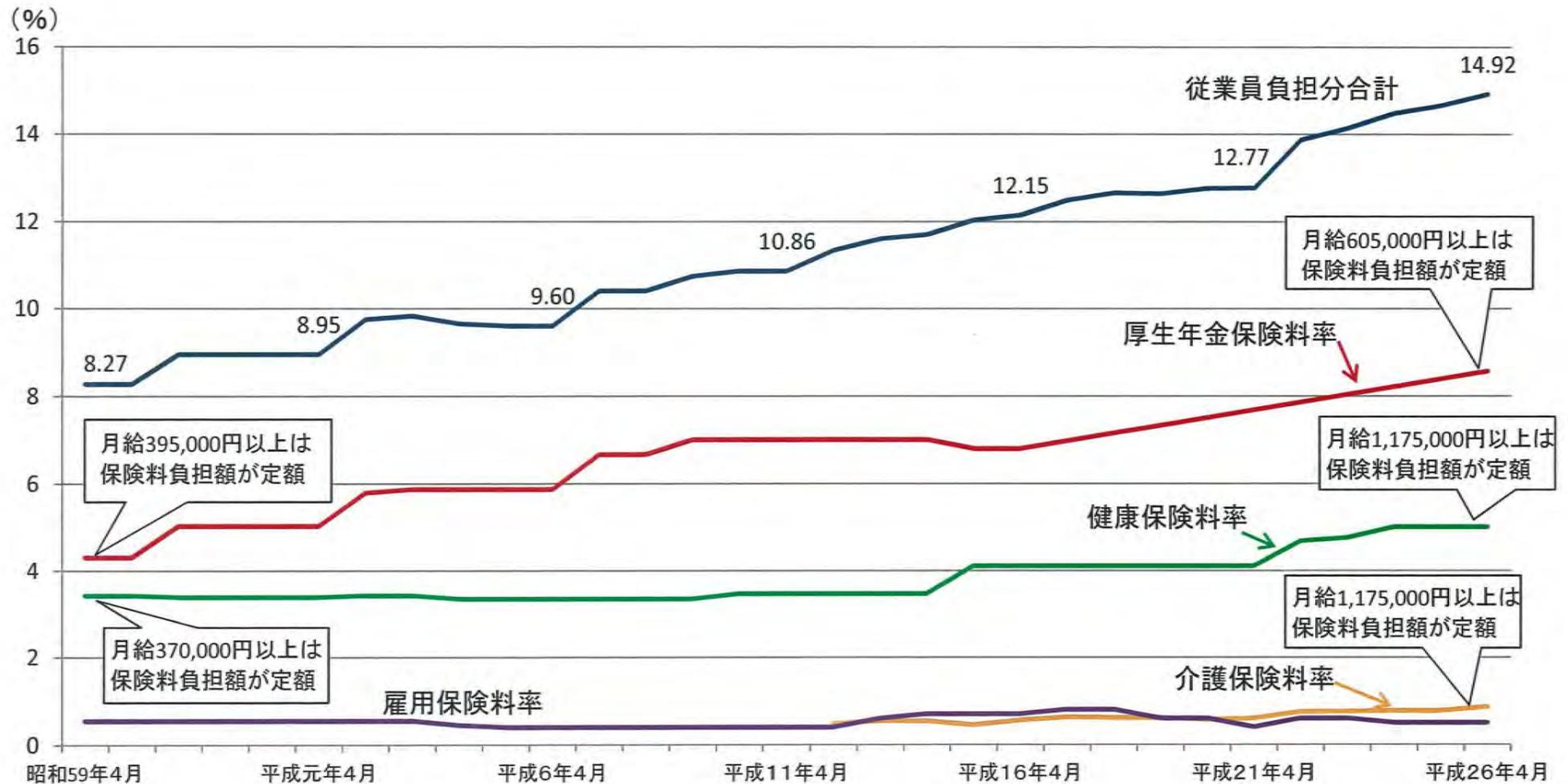


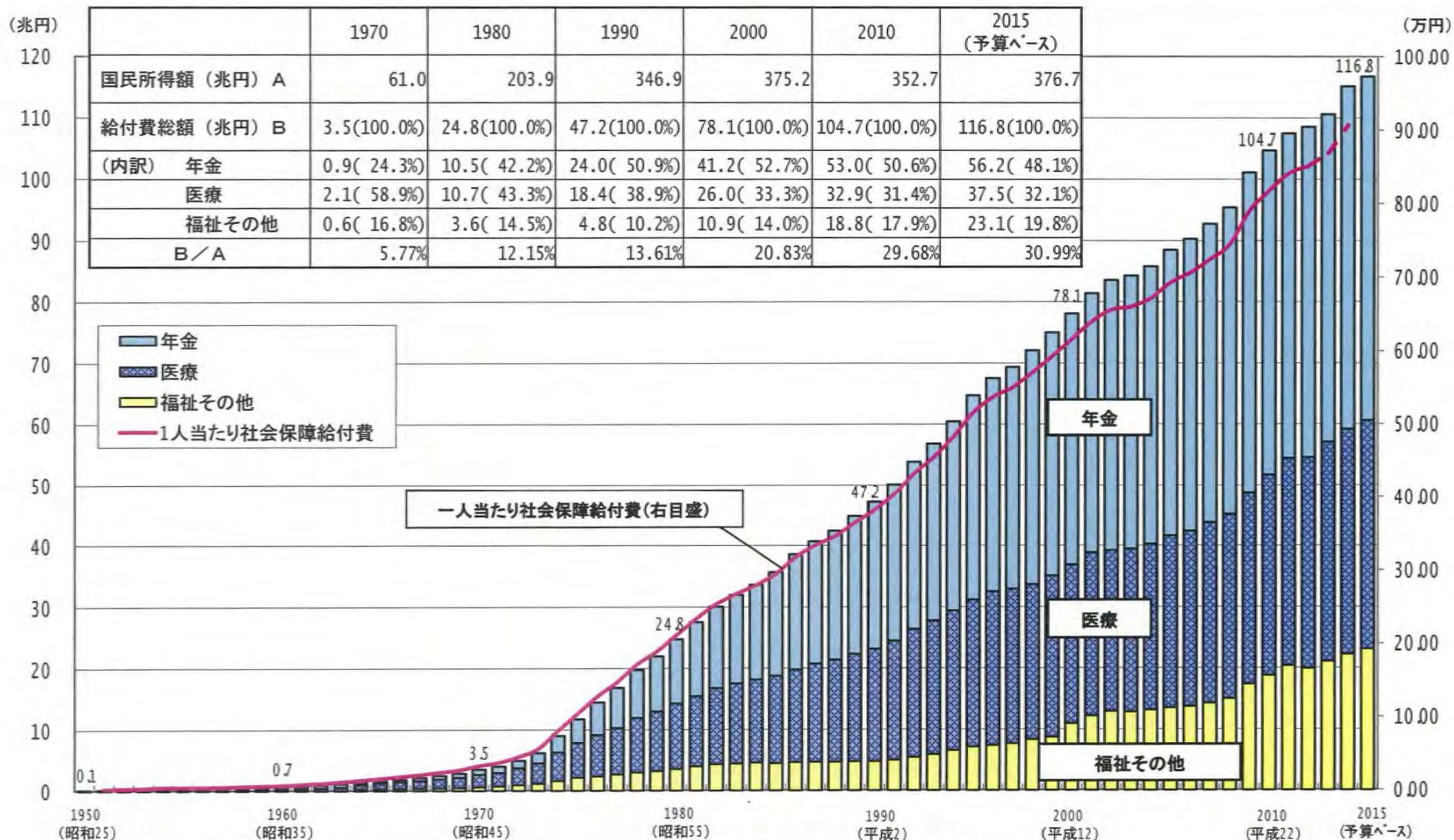
社会保険料率(従業員負担分)の推移



注1) 全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年4月分までは政府管掌健康保険)、介護保険、厚生年金保険、雇用保険に係る各年4月1日時点の保険料率を用いたもので、全国健康保険協会管掌健康保険は平成21年4月以降は全国平均保険料率を用いたもの。また、従業員負担分合計は、単に各料率を合計したもの。

注2) 従業員負担分の合計を算出するに当たり、健康保険及び厚生年金保険の総報酬制導入前(平成14年4月分まで)の料率については、年間賞与の合計を月給3か月分と仮定して算出した料率を用いていることに留意が必要。

社会保障給付費の推移

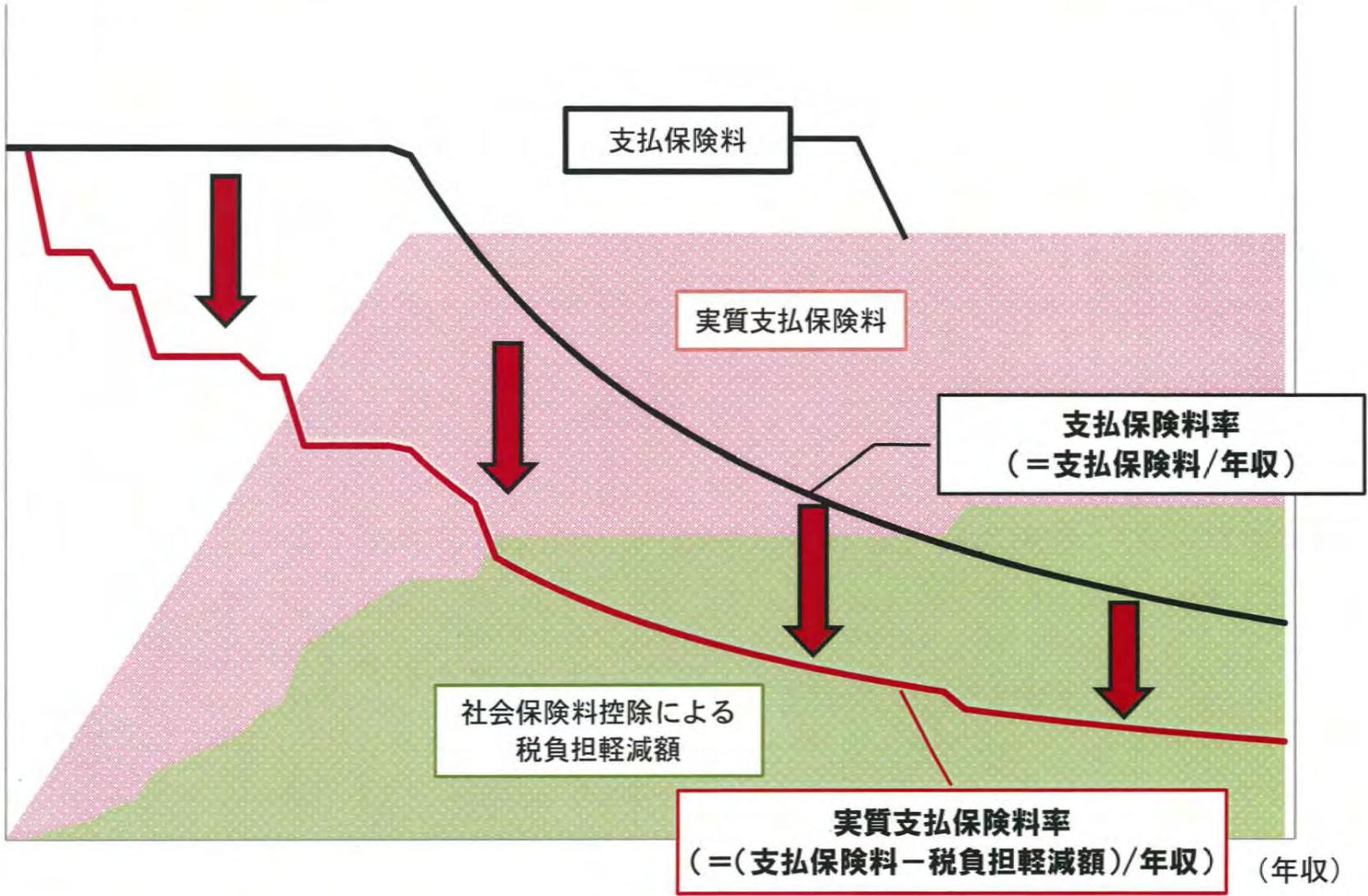


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成24年度社会保障費用統計」、2013年度、2014年度、2015年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2015年度の国民所得額は「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成27年2月12日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950、1960、1970、1980、1990、2000及び2010並びに2015年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保険料の負担構造と社会保険料控除の効果 (イメージ)



社会保障制度の制度類型の国際比較（未定稿）

	日本	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	カナダ	スウェーデン	オランダ
公的年金	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式
医療サービス等	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式 (注)	税方式	税方式	税方式	社会保険方式 (注)
失業保険	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式

(備考) 一般の給与所得者に適用される主な制度について記載。社会保険方式とは、保険料拠出と受益の権利が連動する方式、税方式とは、保険料拠出がなく又はその程度にかかわらず、一律に受益を受けられる方式をいう。

(注) アメリカの公的医療保険制度（メディケア・パートA）の対象者は、高齢者、障害者等に限定されている。また、オランダの公的医療保険制度には、国が保険者となる長期医療等に係る医療保険（特別医療費保険）とは別途、民間保険会社が保険者となる短期医療に係る医療保険（健康保険）が存在し、保険契約に応じて保険料が異なる。

(参考1) 公的年金については、日本は厚生年金保険、ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、アメリカは老齢・遺族・障害年金、イギリスは国民保険、カナダはカナダ年金制度、スウェーデンは所得比例年金・積立年金・保証年金、オランダは老齢年金について記載。

(参考2) 医療サービス等については、日本は全国保険協会管掌健康保険及び介護保険、ドイツは公的医療保険、フランスは一般制度、アメリカはメディケア・パートA、イギリスは国民保健サービス、カナダはメディケア、スウェーデンは保健医療、オランダは特別医療費保険について記載。

(参考3) 失業保険については、日本は雇用保険、ドイツは失業給付I、フランスは雇用復帰支援手当、アメリカは失業保険、イギリスは拠出制求職者給付、カナダは雇用保険、スウェーデンは失業保険、オランダは失業保険について記載。

(参考4) アメリカの公的年金及び医療サービス等については、その財源は社会保障税として徴収され、アメリカの失業保険については、その財源は連邦・州失業保険税として徴収されるが、いずれも当該拠出と受益の権利が連動することから、制度類型としては社会保険方式に分類。

(出典) 各国資料、厚生労働省2014年海外情勢報告等により作成。

主要国における個人所得課税及び社会保険料の負担の比較

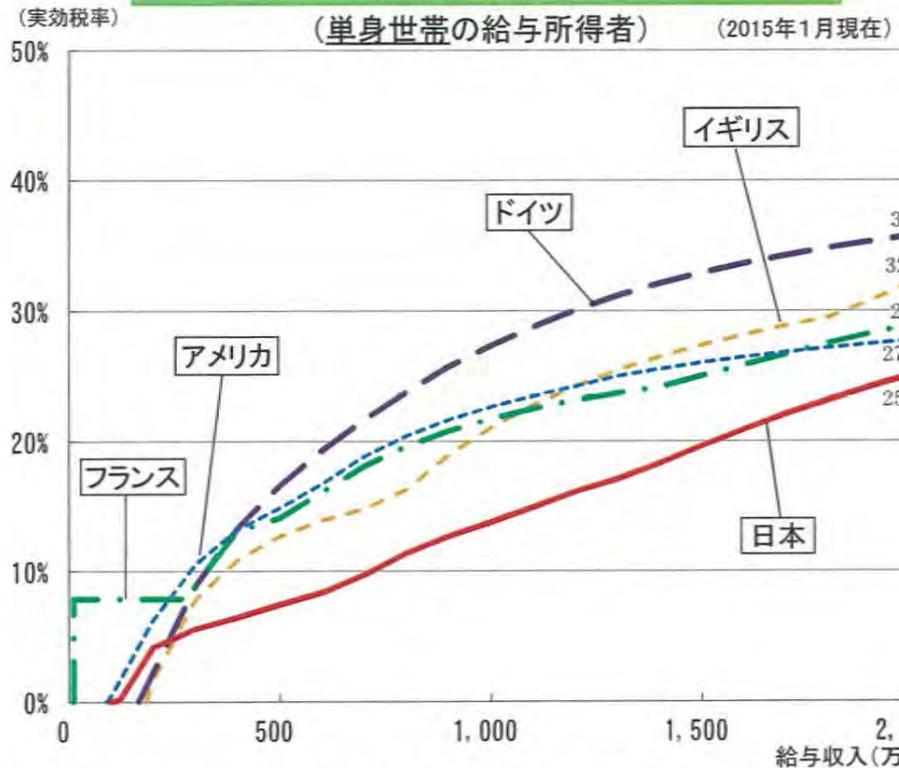
単身

○ 単身の給与所得者について、個人所得課税の実効税率は、課税最低限に近い低所得層を除き、主要諸外国より低い水準であり、主要国の中では最も緩やかな累進構造となっている。

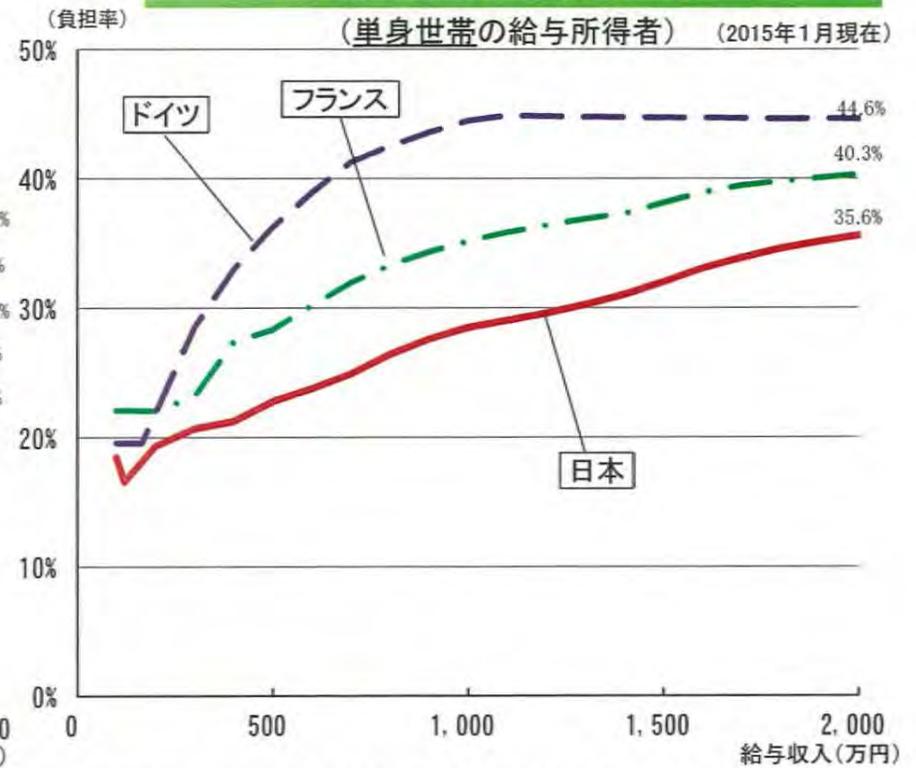
○ 社会保険料負担を合わせた実効負担率は、日本と同様に社会保険方式をとっているドイツ、フランスと比べて低い水準。低所得層の負担率は、ドイツ、フランスに近いのに対し、中高所得層の負担は低く抑えられており、負担構造の累進性は主要国中、最も緩やかとなっている。

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。

個人所得課税の実効税率



個人所得課税及び社会保険料の実効負担率



(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保険関連諸税(一般社会税等:所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課される)が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%~4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課される(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

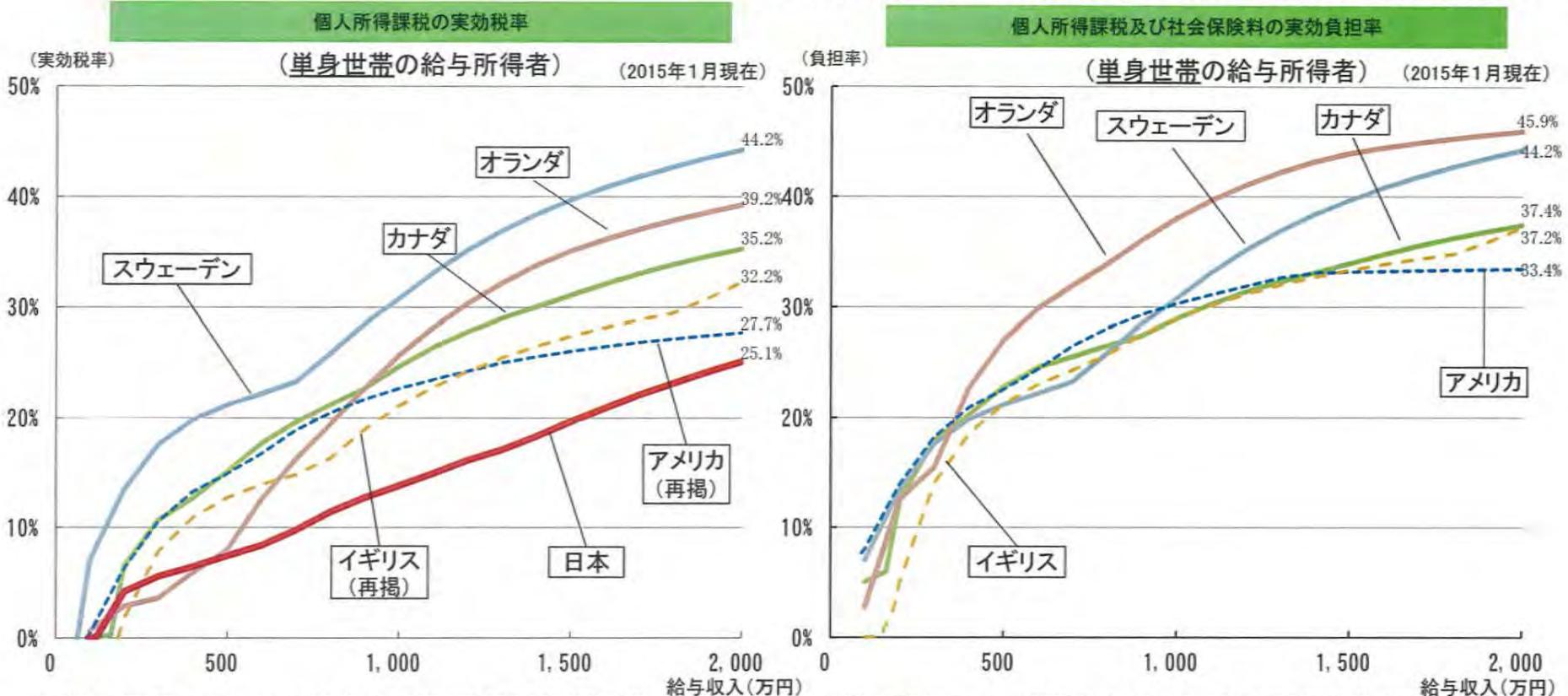
(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

〔日本と大きく社会保険制度が異なる国々の場合〕

単身

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリス、カナダ、スウェーデンは医療に税方式が採用されている点で、アメリカは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しない点で、オランダは一部の公的医療保険に係る保険料が保険者たる民間保険会社ごとに異なるため、負担率の計算上これを含めることができないなどの点で、日本と社会保険制度が大きく異なるため、比較の対象としていない。

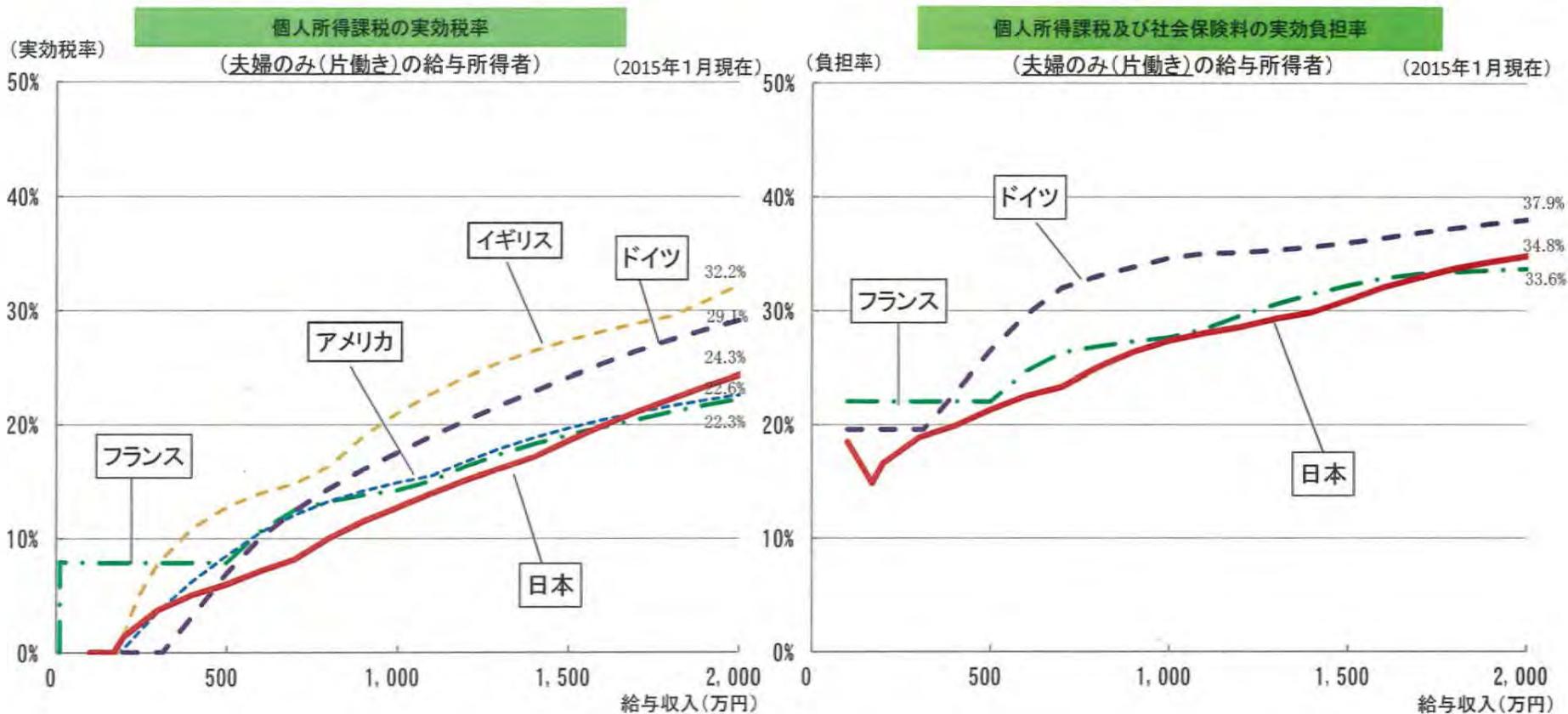


(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。カナダについては所得税及びオンタリオ州所得税が含まれる。スウェーデンについては所得税及び地方所得税(定率29.78%(ストックホルム市の場合))が含まれる。各国において個人所得課税の負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみ考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、アメリカについては被用者に適用される老齢・遺族・障害年金・メディケア・パートAの保険料率、オランダについては老齢年金・一般遺族年金・特別医療費保険の保険料率、イギリス・カナダ・スウェーデンについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クローネ=16円(基準・裁定外国為替相場;平成27年(2015年)1月中適用)。

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。



(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税(一般社会税等:所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課される)が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%~4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課される(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

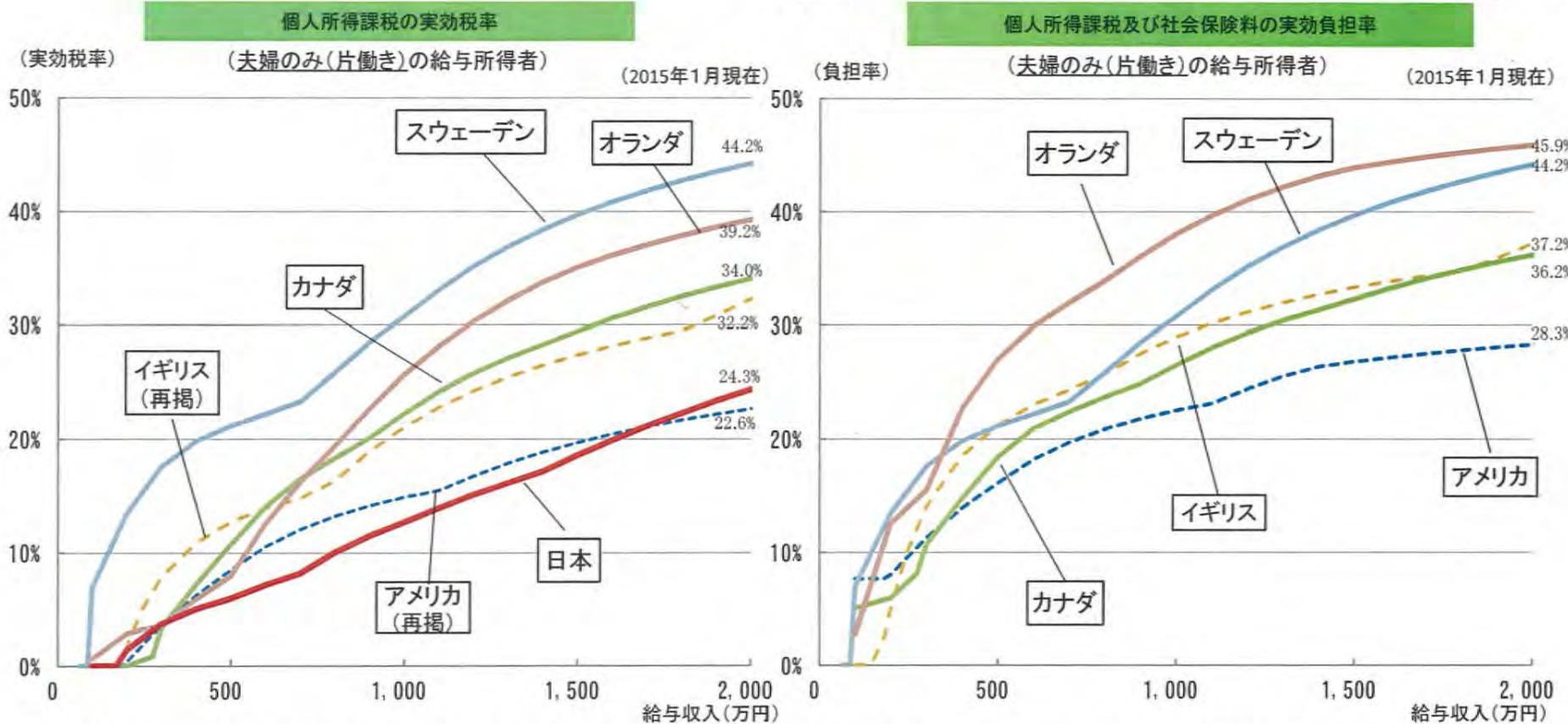
(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

〔 日本と大きく社会保険制度が異なる国々の場合 〕

夫婦・片働き

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリス、カナダ、スウェーデンは医療に税方式が採用されている点で、アメリカは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しない点で、オランダは一部の公的医療保険に係る保険料が保険者たる民間保険会社ごとに異なるため、負担率の計算上これを含めることができないなどの点で、日本と社会保険制度が大きく異なるため、比較の対象としていない。

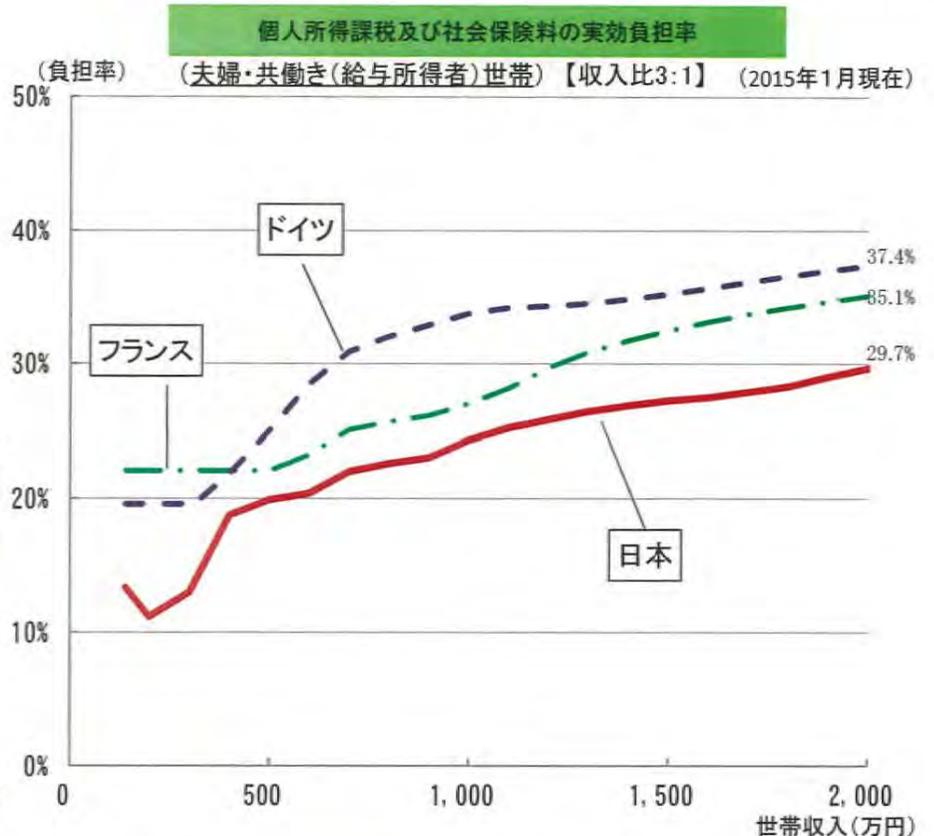
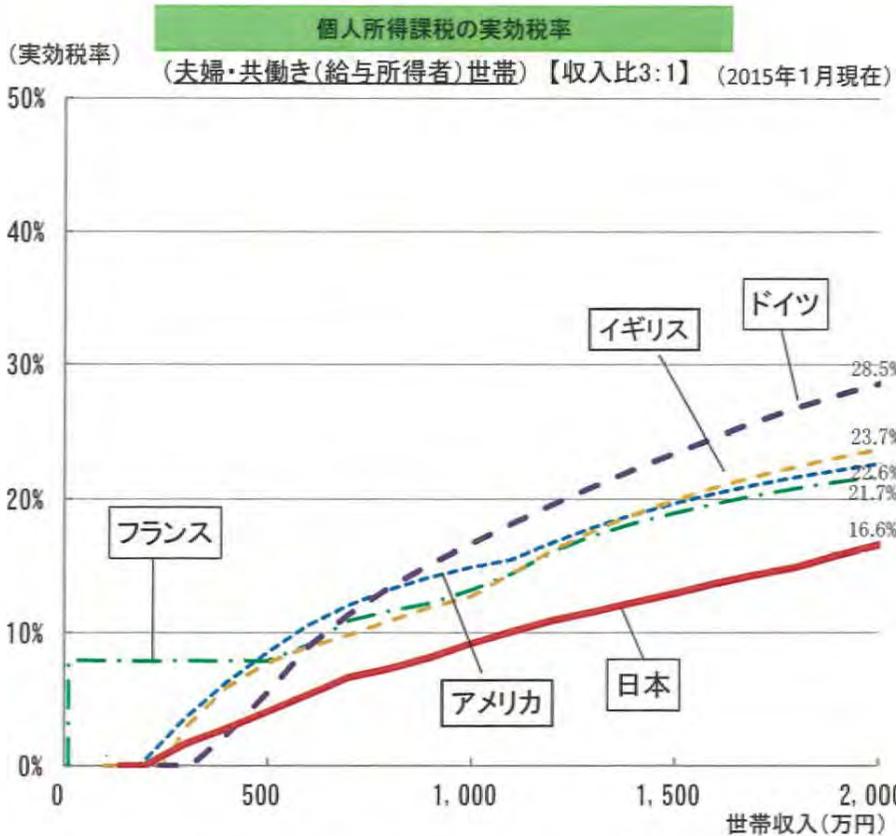


(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。カナダについては所得税及びオンタリオ州所得税が含まれる。スウェーデンについては所得税及び地方所得税(定率29.78%(ストックホルム市の場合))が含まれる。各国において個人所得課税の負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみ考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、アメリカについては被用者に適用される老齢・遺族・障害年金・メディケア・パートAの保険料率、オランダについては老齢年金・一般遺族年金・特別医療費保険の保険料率、カナダ・スウェーデンについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クローネ=16円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。



(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税(一般社会税等:所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課される)が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%~4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課される(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。